

(平成24年6月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 3 件 |
| 国民年金関係 | 3 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年4月から61年3月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、社会保険事務所（当時）から送付された納付書で、妻が私の申立期間の国民年金保険料を含め、夫婦二人分の保険料を金融機関で納付したことを記憶しているので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間において国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の妻は、「同居していた義父が所有していた土地に、A町（現在は、B市）が道路を建設するというので、土地売却の話があった。この頃、私は、夫の申立期間の国民年金保険料を納付した。」旨供述しているところ、不動産に係る閉鎖登記簿謄本によると、申立人の父親が所有する土地について、昭和62年12月*日にA町に対し売却が行われていることが確認できる。

さらに、申立人の妻は、「私は、社会保険事務所から送付された納付書で、夫の申立期間の国民年金保険料を含め、夫婦二人分の保険料を金融機関で納付した。支払った金額は合計16万円ぐらいだった。当時、土地売却により、私達は経済的に余裕があった。」旨供述しているところ、申立人の妻が支払ったとする金額は、申立期間に係る二人分の国民年金保険料額の合計とほぼ一致している上、前述の土地売却の状況を踏まえると、妻が申立人の申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年4月から61年3月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、社会保険事務所（当時）から送付された納付書で、申立期間の国民年金保険料を含め、夫婦二人分の保険料を金融機関で納付したことを記憶しているので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金被保険者期間において国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、「同居していた義父が所有していた土地に、A町（現在は、B市）が道路を建設するというので、土地売却の話があった。この頃、私は、申立期間の国民年金保険料を納付した。」旨供述しているところ、不動産に係る閉鎖登記簿謄本によると、申立人の義父が所有する土地について、昭和62年12月*日にA町に対し売却が行われていることが確認できる。

さらに、申立人は、「私は、社会保険事務所から送付された納付書で、申立期間の国民年金保険料を含め、夫婦二人分の保険料を金融機関で納付した。支払った金額は合計16万円ぐらいだった。当時、土地売却により、私達は経済的に余裕があった。」旨供述しているところ、申立人が支払ったとする金額は、申立期間に係る二人分の国民年金保険料額の合計とほぼ一致している上、前述の土地売却の状況を踏まえると、申立人が申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、国民年金に加入してからしばらく国民年金保険料を納付していなかったが、納付し始めてからは未納期間無く保険料を納付したはずなので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、オンライン記録によると、申立人は、昭和51年4月以降、申立期間を除き国民年金被保険者期間において国民年金保険料の未納期間は無い。

また、申立人は、「両親から公共的なものについてはきっちり納めるよう言われたことを記憶している。国民年金保険料についても、その頃から納付し始めたように思う。」旨供述しているところ、オンライン記録によると、申立期間当時同居していた申立人の両親は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から60歳到達の前月までの国民年金保険料を全て納付していることが確認できる。

さらに、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人は、申立期間直前の昭和51年4月から52年3月までの保険料について、53年1月14日に過年度納付していることが領収済通知証により確認できるところ、この時点では、申立期間の保険料は現年度納付が可能であり、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。